

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の総人口は、平成7年をピークに減少傾向にあり、令和3年には10万人を下回り、令和5年10月1日現在で98,264人となっている。

年齢3階層別人口においては、年少人口(14歳以下)は、減少が続いている一方で、老年人口(65歳以上)は、一貫して増加しており、高齢化率は令和2年において31.8%に達している。

人口の自然増減をみると、少子化、高齢化が出生数の減少、死亡数の増加という形で表れ、自然減が年々拡大している。社会増減については、社会減は縮小傾向にあり、令和4年においては、社会増に転じた。しかしながら、自然減が拡大傾向にあるため、今後も人口減少が続くことが予想される。

本市の就業者数は、令和2年国勢調査によると48,667人となっている。このうち、就業者数が多い業種は、「製造業」の13,231人、次いで「卸売業、小売業」の6,650人であるが、平成12年以後、就業者数は減少傾向にあり、産業別就業人口構成比では、第1次産業と第2次産業が減少し、第3次産業が増加している。

また、令和3年6月1日現在の事業所数は4,420件で、その業種は多岐にわたる。産業別にみると、第1次産業では「農業・林業」が58件、第2次産業では「建設業」が580件、次いで「製造業」が564件、第3次産業では「卸売業、小売業」が1,071件、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」が401件となっている。

工業における事業所数・従業者数は、ともに横ばい、やや減少傾向にあり、製造品出荷額は、平成26年をピークに減少している。

商業においては、近隣の郊外型大型商業施設への消費者の流出、地元大型店舗との競合、経営者の高齢化、それに伴う後継者不足等の要因により、商店街の空洞化が進み、市全体の商店数、従業者数、年間商品販売額は、いずれも減少傾向にある。

以上のことから、本市の中小企業の、製造品出荷額の減少及び今後さらに進むことが予想される就労者不足に対応していくため、中小企業者の先端設備等の導入を促し、生産性の向上を図ることが不可欠となっている。

(2) 目標

本市の工業の主体である、金属、プラスチック、機械、食品などの製造業をはじめとする工業者の基盤強化及び育成・支援並びに商業者の経営近代化、合理化の相談対応などの支援体制の充実を努めるとともに、先端設備等の導入を促すことで、市内中

小企業者の生産性向上を図っていく。

これを実現するため、本導入促進計画期間内における先端設備等導入計画の認定数は、2年間で50件以上となることを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が本市の経済及び雇用を支えている。これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、その性質から事業者に係る労働生産性の向上及び日常的な雇用に結実するものではなく、本市への産業集積等の経済波及効果も希薄であることから、発電電力を直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するために自ら消費する設備（自ら消費した余剰分の電力を売電するものを含む。）に限るものとし、発電電力の全てを他者に供給し、売電収入を得るための設備は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、平坦な地形という特性により、市内の広域にわたり分散して立地しているため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、本市の全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が本市の経済及び雇用を支えている。これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新技術・新製品や新商品の開発、機械化や自動化の推進、IT導入による業務効率化等、多様な事業や方法が想定される。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

ただし、本市における経済及び雇用を支える中小企業者等の生産性向上を支援することから、本市の区域内に本社、本店、支社、支店、工場、事業所、事務所その他の当該中小企業者の従業員が日常的に企業活動に従事する建築物（当該中小企業者が当該建築物の全部又は一部を所有し、又は賃貸借するものに限る。）を有しない中小企業者等は、認定の対象としない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意をした日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等の雇用の安定に配慮すること。
- ・公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等の健全な地域経済の発展に配慮すること。
- ・設備を設置する際は、近隣への環境や景観に配慮すること。
- ・市税等に未納が認められる場合は、認定の対象としないこと。